



令和 7 年 1 月 31 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、パナソニックリビング九州株式会社（福岡県福岡市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 國府田 直昭（内線 6141）
建設産業課長補佐 高島 幸伸（内線 6130）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
パナソニックリビング九州株式会社	国土交通大臣許可 (般特-03) 第 21712 号	木谷 正志	福岡県福岡市

2. 処 分 内 容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処 分 理 由

同社は、建設業法第 7 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。